

2019-2020 日本-パラオ親善ヨットレース

パラオ共和国独立 25 周年記念

帆走指示書 変更通知 (番号 02)

2019 年 12 月 26 日

2019-2020 日本-パラオ親善ヨットレース実行委員会

【SI Amendment 10】

帆走指示書 変更通知 (番号 01) 「SI Amendment 04」で変更した「8.コース」の下記の項目を以下の通り変更する。

<変更前>

- 8-2 横浜ベイサイドマリーナ沖でのスタート後、帆走すべきコースは次のとおりとする。
- NoR 12(スタート)で規定する横浜ベイサイドマリーナ沖 →
パラオ共和国バベルダオブ島東方、コロール島東方 →
バーチャルマーク 1 (CW 回航) →
(VM1 位置 北緯 7 度 15.175 分、東経 134 度 40.000 分)
フィニッシュラインをおおよそ 295 度 約 3.75 マイルに見る位置に設定したバーチャルマーク 2 (CW 回航) →
(VM2 位置 北緯 7 度 15.175 分、東経 134 度 31.467 分)
East Lighthouse (East Passage) 付近に設定したフィニッシュライン
(灯台 位置 北緯 7 度 16.827 分、東経 134 度 27.882 分)

<変更後>

- 8-2 横浜ベイサイドマリーナ沖でのスタート後、帆走すべきコースは次のとおりとする。
- NoR 12(スタート)で規定する横浜ベイサイドマリーナ沖 →
パラオ共和国バベルダオブ島東方、コロール島東方 →
バーチャルマーク 1 (CW 回航) →
(VM1 位置 北緯 7 度 15.175 分、東経 134 度 40.000 分)
フィニッシュラインをおおよそ 330 度 約 7 マイルに見る位置に設定したバーチャルマーク 2 (CW 回航) →
(VM2 位置 北緯 7 度 10.450 分、東経 134 度 31.150 分)
East Lighthouse (East Passage) 付近に設定したフィニッシュライン

(灯台 位置 北緯 7 度 16.9248 分、東経 134 度 27.8760 分)

<変更前>

- 8-8 フィニッシュラインは、北緯 7 度 15.175 分、東経 134 度 31.467 分のバーチャルマーク 2 を回航後、おおよそ 290 度 2.4 マイルの位置にある、青棒と赤灯台の間とする。

<変更後>

- 8-8 フィニッシュラインは、北緯 7 度 10.450 分、東経 134 度 31.150 分のバーチャルマーク 2 を回航後、おおよそ 330 度 約 7 マイルの位置にある、青棒と赤灯台の間とする。

【SI Amendment 11】

帆走指示書 変更通知 (番号 01) 「SI Amendment 05」で変更した「9. マーク」の下記の項目を以下の通り変更する。

<変更前>

- 9-2 フィニッシュマークは、北緯 7 度 15.175 分、東経 134 度 31.467 分のバーチャルマーク 2 を回航後、おおよそ 295 度 3.75 マイルの位置にある、青棒と赤灯台とする。

<変更後>

- 9-2 フィニッシュマークは、北緯 7 度 10.450 分、東経 134 度 31.150 分のバーチャルマーク 2 を回航後、おおよそ 330 度 約 7 マイルの位置にある、青棒と赤灯台とする。

【SI Amendment 12】

「12. スタート」の下記の項目を以下の通り変更する。

<変更前>

- 12-2 JSAF 旗を予告信号旗とし、全艇一斉スタートとする。レースは RRS 26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前としてスタートさせる。

<変更後>

- 12-2 YBM 旗を予告信号旗とし、全艇一斉スタートとする。レースは RRS 26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前としてスタートさせる。

【SI Amendment 13】

「18. エンジンの使用」の下記の項目を以下の通り変更する。

<変更前>

18-1 参加艇は、RRS42.3(g)に加え、傷病人の為の上陸、悪天候を避ける目的、艇の修理等を目的とした緊急避難のために、エンジンによる推進方法を用いて島影、港湾に進入、着岸、または、支援艇や他の船に接舷することができる。

<変更後>

18-1 参加艇は、RRS42.3(g)に加え、傷病人の為の上陸、悪天候を避ける目的、艇の修理等を目的とした緊急避難のために、エンジンによる推進方法を用いて島影、港湾に進入、着岸、または、支援艇や他の船に接舷することができる。更に艇と乗員の安全確保の為にエンジンによる推進方法を使用しても良い。

【SI Amendment 14】

「19. レース報告書および航跡図の提出」を以下の通り変更する。

<変更前>

参加艇は、フィニッシュ後すみやかにレース報告書および航跡図をレース委員会に提出しなければならない。

<変更後>

参加艇は、何らかの理由により自動位置通知装置（トラッキングシステム）で航跡が取れていない場合、航跡図をレース委員会に提出しなければならない。

【SI Amendment 15】

別紙2を別紙2 Ver.2に差し替える。

—以上—